

ブラジル連邦共和国憲法1988 目次

前 文

第I編 基本原則について	(1～4条)
第II編 基本的権利および保障について	
第I章 個人および集団の権利と義務について	(5条)
第II章 社会権について	(6～11条)
第III章 国籍について	(12～13条)
第IV章 参政権について	(14～16条)
第V章 政党について	(17条)
第III編 国家組織について	
第I章 政治行政組織について	(18～19条)
第II章 連邦について	(20～24条)
第III章 連邦諸州について	(25～28条)
第IV章 市郡について	(29～31条)
第V章 連邦区および直轄領について	
第I節 連邦区について	(32条)
第II節 直轄領について	(33条)
第VI章 干渉について	(34～36条)
第VII章 公共行政について	
第I節 一般規定	(37～38条)
第II節 文民公務員について	(39～41条)
第III節 軍人公務員について	(42条)
第IV節 地域について	(43条)

第IV編 権力組織について

第Ⅰ章 立法権について

第Ⅰ節 国会について	(44~47条)
第Ⅱ節 国会の権能について	(48~50条)
第Ⅲ節 下院について	(51条)
第Ⅳ節 連邦上院について	(52条)
第Ⅴ節 下院議員および上院議員について	(53~56条)
第Ⅵ節 集会について	(57条)
第Ⅶ節 委員会について	(58条)
第Ⅷ節 立法手続について	
第Ⅰ分節 一般規定	(59条)
第Ⅱ分節 憲法の改正について	(60条)
第Ⅲ分節 法律について	(61~69条)
第Ⅸ節 会計、財政および予算の監査について	(70~75条)

第Ⅱ章 行政権について

第Ⅰ節 共和国大統領および副大統領について	(76~83条)
第Ⅱ節 共和国大統領の権限について	(84条)
第Ⅲ節 共和国大統領の責任について	(85~86条)
第Ⅳ節 国務大臣について	(87~88条)
第Ⅴ節 共和国顧問会議および国家防衛審議会について	
第Ⅰ分節 共和国顧問会議について	(89~90条)
第Ⅱ分節 国家防衛審議会について	(91条)

第Ⅲ章 司法権について

第Ⅰ節 一般規定	(92~100条)
第Ⅱ節 連邦最高裁判所について	(101~103条)
第Ⅲ節 高等連邦裁判所について	(104~105条)
第Ⅳ節 連邦地方裁判所および連邦裁判官について	(106~110条)
第Ⅴ節 労働裁判所および労働裁判官について	(111~117条)

第VI節 選挙裁判所および選挙裁判官について	(118～121条)
第VII節 軍事裁判所および軍事裁判官について	(122～124条)
第VIII節 州裁判所および州裁判官について	(125～126条)
第IV章 司法行政に不可欠な職務について	
第 I 節 檢察庁について	(127～130条)
第 II 節 連邦総弁護庁について	(131～132条)
第 III 節 弁護士職務および公共弁護局について	(133～135条)
第V編 国家および民主主義制度の擁護について	
第 I 章 国防事態および戒厳事態について	
第 I 節 国防事態について	(136条)
第 II 節 戒厳事態について	(137～139条)
第 III 節 一般規定	(140～141条)
第 II 章 国軍について	(142～143条)
第 III 章 公共の治安について	(144条)
第VI編 租税および予算について	
第 I 章 国家租税制度について	
第 I 節 一般原則について	(145～149条)
第 II 節 課税権の制限について	(150～152条)
第 III 節 連邦税について	(153～154条)
第 IV 節 州税および連邦区税について	(155条)
第 V 節 市郡税について	(156条)
第 VI 節 租税収入の配分について	(157～162条)
第 II 章 公共財政について	
第 I 節 一般規範	(163～164条)
第 II 節 予算について	(165～169条)
第VII編 経済および金融の秩序について	
第 I 章 経済活動の一般原則について	(170～181条)
第 II 章 都市政策について	(182～183条)

第III章 農業および農地政策ならびに農地改革について	(184～191条)
第IV章 国家金融制度について	(192条)
第VIII編 社会秩序について	
第I章 一般規定	(193条)
第II章 社会保険について	
第I節 一般規定について	(194～195条)
第II節 保健について	(196～200条)
第III節 社会保障について	(201～202条)
第IV節 社会扶助について	(203～204条)
第III章 教育、文化およびスポーツについて	
第I節 教育について	(205～214条)
第II節 文化について	(215～216条)
第III節 スポーツについて	(217条)
第IV章 科学および技術について	(218～219条)
第V章 社会通信について	(220～224条)
第VI章 環境について	(225条)
第VII章 家族、児童、青年および老人について	(226～230条)
第VIII章 原住民について	(231～232条)
第IX編 憲法一般規定について	(233～245条)
憲法暫定規定	(1～70条)